

大阪市水道局告示第15号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり告示する。

令和8年3月24日

大阪市水道局長 坂本篤則

1 担当部局

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

大阪市水道局総務部管財課

電話 06-6616-5461

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量 水道料金システム等の再構築及び運用保守業務委託一式
- (2) 案件概要 本業務は、稼働から13年以上が経過し、更新時期が到来している水道料金等に係るシステムを再構築するにあたり、現行の4つのシステムを統合し、保守費用の圧縮、改修対応の迅速化を図るとともに、機能の最新化・高度化によりさらなる業務の効率化を図るものである。
- (3) 履行期間 契約日から令和15年12月31日(土)まで
- (4) 履行場所 調達案件の仕様等による。
- (5) 入札方法 本業務の入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01情報処理」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、令和8年4月6日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(5) JIS Q 27001（ISO27001）に準拠したISMS認証を取得していること

(6) 国、地方公共団体又は水道事業体が発注する水道料金システムの開発又は構築業務について、次のア及びイに掲げる契約履行実績を有すること。なお、当該受託契約の給水人口が50万人以上である実績であること。

ア 開発（構築）を実施した実績を有すること（業務が完了しているものに限る。）

イ 運用保守を1年以上実施した実績を有すること（契約期間が複数年に及ぶ実績の場合は、現在履行中であっても1年以上の期間履行されていれば、その契約の実績と認める。）

(7) 現在契約している「水道料金システム等の再構築に係る調達支援等業務委託」の受注者（本市から再委託等の承諾を得た者も含む。）及びこの受注者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を有する会社に該当しないこと

4 入札者参加申請及び入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加申請書を提出すること。

なお、当該申請に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなけ

ればならない。

また、入札参加資格の審査結果によっては、入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請書等の受付期間

告示の日から令和8年4月6日午後5時30分までに、持参又は大阪市水道局（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）により必着のこと。

なお、持参による提出は休日を除く午前9時から午後5時30分までの間（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）とし、郵便等による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によることとする。

(2) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

(3) 入札参加資格の審査等

入札参加資格を審査のうえ、担当部局（1に同じ。）から、令和8年4月20日付けで入札参加資格審査結果を通知する。なお、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付して通知する。

(4) 入札書の交付

入札参加資格を認めた申請者には、入札参加資格審査結果通知時に入札書を交付する。

5 入札説明書等の交付場所等

(1) 当該入札に関する問い合わせ先

担当部局（1に同じ。）

(2) 入札説明書等の交付方法

水道局ホームページ及び担当部局（上記1に同じ）により交付する。

(3) 仕様書等の交付方法

水道局ホームページ及び担当部局（上記1に同じ）により交付する。

6 契約条項を示す場所

水道局ホームページ上及び担当部局（上記 1 に同じ）

7 入札の日時等

本業務に関する入札書及び提案書を提出すること

(1) 入札書等受付期間

令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時まで

ただし、郵便等による提出の場合は、書留郵便等の送付の記録が残る方法によることとし、令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 5 時 30 分までに担当部局（1 に同じ。）宛て必着のこと

(2) 開札の日時

令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 2 時

(3) 開札場所

大阪市水道局総務部管財課入札室（1 に同じ。）

8 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の 100 分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第 34 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

9 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため(2)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

(2) 落札者決定基準

入札説明書による。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 契約規程第26条第1項に該当する入札
- (2) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (3) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (6) 落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

11 その他

- (1) この入札は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった場合は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
- (5) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規程第30条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(7) 本件入札の執行は、令和 8 年度予算が大阪市会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。

(8) その他、入札及び契約に関する詳細は入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Redevelopment, operation, and maintenance of the water billing system and related systems.

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:30PM, 6 April 2026

(3) The date and time for the submission of tenders:

① In person: 2:00PM, 28 May 2026

② by post: 5:30PM, 27 May 2026

(4) A contact point where tender documents are available:

Property Management Department, General Affairs Division, Osaka City

Waterworks Bureau

1-10, Nanko-kita 2-chome, Suminoe-ku, Osaka 559-8558,

TEL 06-6616-5461

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(水道局総務部管財課)